

## 日本原生生物学会基金に関する細則

第1条：日本原生生物学会は日本原生生物学会基金（以下、基金）を設ける。

第2条：基金は一般会計とは別途の特別会計とする。

第3条：基金は学会活性化のための諸活動や学会運営の補助的用途に使用するものとする。

第4条：基金の管理・運営は日本原生生物学会事務局が行う。

第5条：基金から拠出する金額および内容については評議員会の議を経て総会で承認を得る。

第6条：日本原生生物学会事務局は、基金の年度ごとの収入・支出状況と現在高について会計報告を作成し、会計監事の監査を受けなければならない。

第7条：日本原生生物学会事務局は、監査結果について総会で報告を行い、また適切な手段でそれを会員に周知させなければならない。

第8条：本細則の施行または変更について疑義が生じたときは、評議員会の決議により決する。

（附則）

本細則は2020年3月8日から施行する。